



## 主治医様へ

この意見書は、堺市において重度障害者医療費助成制度の資格要件を確認するものです。

重度障害者医療費助成制度では、「特定医療費(指定難病)受給者証又は特定疾患医療受給者証」をお持ちの方で、障害年金1級の第9号に該当する方(その障害の程度が当該者と同程度以上であると認められる者を含む。)及び特別児童扶養手当1級の第9号に該当する方が助成対象となります。

このため、障害年金受給中以外の方(特別児童扶養手当の対象者を除く。)について、診断書(障害年金請求用)に代えて、主治医意見書により、国民年金法施行令第4条の6の別表1級の第9号の該当の有無についてご意見をいただくものです。

下表をご参照のうえ、「2主治医意見」及び1級の第9号相当の有無(①又は②)についてご記入ください。なお、1級の第9号に相当しない場合は、重度障害者医療費助成制度の対象者にはなりません。

また、ご記入いただきました意見書について、担当から問い合わせをさせていただくことがありますのでご了承ください。

### ・国民年金法施行令 第4条の6

#### 別表

障害の程度		障害の状態
1級	第1号	両眼の視力の和が0.04以下のもの
	第2号	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	第3号	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	第4号	両上肢のすべての指を欠くもの
	第5号	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	第6号	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	第7号	両下肢を足関節以上で欠くもの
	第8号	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	第9号	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	第10号	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	第11号	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※ この意見書に係る文書料については、医療機関で定めた金額を対象者ご本人から徴収してください。

### ○お問い合わせ先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 長寿社会部 医療年金課 医療助成係

TEL 072-228-7375

FAX 072-222-1452